

鷹巣阿仁地域 合併協議会だより

2004年(平成16年)8月1日発行

第6号

合併の期日は 平成17年3月22日

4町の議会議員(74名)は、
新市議員として1年間在任



第8回合併協議会

第7回・第8回合併協議会が開催されました。

第7回合併協議会では、継続協議となっていた「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について話し合われ、1年間の在任特例を適用し、現在の74名の議員が引き続き新市の議員となることを確認しました。

第8回合併協議会では、同じく継続協議となっていた「合併の期日」を「平成17年3月22日とする」と確認しました。

また、「新市まちづくり計画」に計画されている「新庁舎建設」の位置について、岸部会長より「あきた北空港南側で、鷹巣、森吉、合川の3町が交わるエリア」と、4町長会談で協議した内容を報告しました。

目次

○第7・8回合併協議会	…… 2～5
○次回協議案件	…………… 6～8
○当選者が決定	…………… 9
○お知らせ	…………… 10

第7回・第8回協議会報告

第7回合併協議会は、7月1日、阿仁町ふるさと文化センターで開かれ、5件の協議事項について話し合いが行われました。

また、7月16日には、合川町農村環境改善センターを会場に、第8回合併協議会が開催され、13件の協議事項について話し合いが行われました。

それぞれの協議結果は次のとおりです。



第7回協議会報告

協議第28号

国民健康保険事業の取扱いについて

調整内容

- 一、国民健康保険税の税率については、合併時の医療費の動向をみながら、必要な負担額を算出した上で税率の検討を行い、平成17年度から新保険税率を設定する。（賦課方式について慎重に試算を行い、後日、別途提案する。）
- 二、国民健康保険税の納期等については、鷹巣町の例により合併時に統一する。
- 三、国民健康保険運営協議会については、合併時に統合を図る。
- 四、成人病予防健診料助成事業については、合併時に統一する。
- 五、無受診世帯表彰事業については、合併後に廃止する。
- 六、診療報酬明細書点検・レセプト点検・管理の事務委託については、合併後に再編し、一元化する。

「国民健康保険事業の取扱いについて」は、提案のとおり確認されました。

協議第29号

介護保険事業の取扱いについて

調整内容

- 一、介護保険事業計画については、合併後の平成17年度までは現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画（平成18年度～22年度）は平成17年度に新市において策定し、平成18年度から運用する。
- 二、介護保険料については、合併後の平成17年度までは現行のとおりとし、統一した新たな保険料は、第3期介護保険事業計画の策定で見直し、平成18年度より適用する。
- 三、介護保険料の納期等については、鷹巣町・合川町の例により合併時に統一する。
- 四、各種手数料については、住民負担に配慮し、負担公平の原則から鷹巣町の例により合併時に統一する。
- 五、介護認定審査会については、合併時までに調査を図る。

「介護保険事業の取扱いについて」は、提案のとおり確認されましたが、

二項については合併時に統一するよう要望が出されました。

協議第30号

消防団の取扱いについて

調整内容

- （消防団の組織）
- 一、消防団については、合併時に統合する。
 - 二、組織については、団長、副団長、支団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員とする。（報酬等）
 - 一、報酬については、鷹巣町の例による。部長については30,000円とする。
 - 二、水火災、訓練、警戒の出勤手当については一律一回2,000円とする。
 - 三、山岳搜索については、山岳救助隊で対応する。
 - 四、その他の手当については、合併時までに調整する。
- （消防団の施設・整備）
- 消防団の施設・整備については、現行のとお市新市に引き継ぐ。（消防団の諸行事）
- 一、消防団の諸行事については、新市において調整を図る。

「消防団の取扱いについて」は、再度調整内容を提案することになりました。

協議第31号

行政区の取扱いについて

調整内容

- 一、行政区は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、大規模区域については自治会と協議のうえ細分化する。
- 二、行政協力員については、新市において委嘱する時に合川町の区域についても新たに設置する。

「行政区の取扱いについて」は、提案のとおり確認されました。



第7回合併協議会

協議第15号(継続協議)

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、在任特例を適用し、4町の議会議員74名が、平成18年3月31日まで引き続き新市の議員として、1年間在任することと決定し、なお報酬については、新市において決定されるまでは現行のとおりとすることとなりました。また、特例期間終了後の定数は26名とし、選挙区の設置については、新市において協議することになりました。

第8回協議会報告

協議第32号

水道事業の取扱いについて

調整内容

- 一、上水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 二、簡易水道事業及び小規模水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 三、水道料金、量水器使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において段階的に調整を図る。

四、水道加入者分担金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において段階的に調整を図る。

五、水道関係手数料の内、給水装置工事業者手数料については、合併時まで統一する方向で調整する。

下水道（農業集落排水・合併処理浄化槽含む）事業

一、公共下水道整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

二、公共下水道事業に係る受益者負担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

三、農業集落排水等整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

四、農業集落排水事業に係る受益者分担保負担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

五、合併処理浄化槽設置事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助金については合併後3年から5年を目途として調整を図る。

六、水洗便所改造資金助成制度については、鷹巣町の例により合併時に統合する。

「水道事業の取扱いについて」は、下水道事業の二項を「公共下水道事業に係る受益者負担金及び使用料については、合併後3年から5年を目途に調整を図る。」に、五項を「合併処理浄化槽設置事業については、合併後3年から5年を目途として調

整を図る。」に改め、調整内容が確認されました。

協議第33号

広報広聴について

調整内容

（広報紙の発行）

- 一、新市において、広報紙を毎月1日と16日に発行する。ただし、創刊号の発行は、合併後速やかに行う。

（ホームページの公開・町勢要覧・その他広報広聴）

- 一、新市において、ホームページを開設する。
- 二、新市において、市勢要覧を発行する。
- 三、その他の広報広聴に関する事項については、新市において調整する。

「広報広聴について」は、提案のとおり確認されました。

協議第34号

姉妹都市・国際交流事業について

調整内容

友好都市、国際交流、地域間交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、事業内容等については、新市において調整を図る。

「姉妹都市・国際交流事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第35号

商工・観光関係事業について

調 整 内 容
一、中小企業に対する融資については、合併時に統一するよう調整する。
二、誘致企業等に対する奨励措置については、新市において速やかに調整する。
三、観光協会については、合併後に再編する。
四、観光関係団体のうち、各町の第3セクターは合併後も存続する。合併後、各第3セクターは自立経営を基本とする。
五、観光事業・イベント等は主催団体と協議し、新市においても継続実施する。
六、観光施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

「商工・観光関係事業について」は、三項を「観光協会については、合併後段階的に再編する。」に、四項を「観光関係団体のうち、各町の第3セクターは新市において協議す

る。」に改め、七項として「中小企業事業資金融資等については、合併後に協議する。」ことを追加し、調整内容が確認されました。

協議第36号

地域振興事業について

調 整 内 容
(総合発展計画) 新市において、総合発展計画を策定する。
(過疎地域自立促進計画) 新市において、過疎地域自立促進計画を策定する。
(辺地総合整備計画) 新市において、辺地総合整備計画を策定する。

「地域振興事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第37号

納税関係について

調 整 内 容
(納期前納付報奨金) 納期前納付報奨金については、合併時に廃止する。
(納税貯蓄組合関係) 一、納税貯蓄組合に対する補助金

については、合併時に再編する。納税奨励金については、合併時に廃止する。

二、納税貯蓄組合連合会への補助金については、合併時に再編する。(申告受付・口座振替)

一、申告受付会場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

二、口座振替については、合併時まで再編する。

(郵便振替・督促)
一、郵便振替については、鷹巣町・森吉町の例により合併時に統一する。

二、督促については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

「納税関係について」は、提案のとおり確認されました。

協議第38号

交通関係事業について

調 整 内 容
(バス路線運行関係・代替タクシー等運行事業・空港関係・鉄道関係) 公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

「交通関係事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第39号

消防防災事業について

調 整 内 容
(消防防災組織・防災行政無線) 一、自主防災組織については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において組織体制等の調整を図る。
二、防災行政無線については、新市において速やかに新市無線局の移行計画書を策定し、計画的整備を図る。
(地域防災計画・水防計画) 一、地域防災計画については、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
二、水防計画については、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
(水防協議会・防災会議) 一、水防協議会については、合併後に再編する。
二、防災会議については、合併時に新たに設置する。
(防災対策本部) 災害対策本部については、合併時に新たに設置する。

「消防防災事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第40号

生活環境事業について

調整内容

- (廃棄物減量等推進審議会・一般廃棄物処理実施計画)
- 一、生活環境政策については、各町の条例等に沿って行われているため、4町に共通して設置されている条例もしくは類似した規則等がある場合は調整し、合併時に新市に引き継ぐものとする。
- 二、単町のみの(環境に関する)条例等の場合については廃止し、必要に応じ新市に新たに制定するものとする。
- 三、地方自治の原点である「自分のことは自分で」を基本に検討する。

「生活環境事業について」は、提案のとおり確認されました。



協議第41号

電算システム事業について

調整内容

(住民情報・税・福祉・医療・健康・財務・人事給与・グループウェア・個別システム)

住民サービスの低下を招かないよう、合併時に住民情報システム及び内部情報システムを統合し、合併関係町間をネットワーク化する。ただし、個別システムにおいては、新市において調整する。

「電算システム事業について」は、提案のとおり確認されました。

協議第42号

地域審議会について

調整内容

(地域審議会・地域自治区・合併特別区)

地域審議会、地域自治区、合併特別区は、新市において設置しないものとする。

「地域審議会について」は、提案のとおり確認されました。

協議第43号

町名・字名について

調整内容

町名、字名については、現行のまま新市へ引き継ぐ。

「町名・字名について」は、提案のとおり確認されました。

協議第44号

新市まちづくり計画(案)について

新市まちづくり計画案については、修正の上確認されました。なお、県との協議での修正等については、別途報告することになっています。

協議第10号(継続協議)

合併の期日について

合併の期日は、平成17年3月22日とすることが確認されました。



第8回合併協議会



第9回協議会で協議される協議案件についてお知らせします

協議会では、委員の皆さんに説明資料を十分ご理解頂いた上で協議会に臨んで頂くために、協議案件を前もって提案する方式をとっています。尚、今回掲載した協議案件は、第9回合併協議会で協議される案件となっています。

協議案件

協議第45号 障害者福祉事業について

調整内容	1. 法律、国の制度、県の制度等に基づくものは、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 現在、1町しか実施していない事業（補助事業、単独事業問わず）については、合併時まで調整を図る。 3. 障害者計画の策定については、新市において速やかに策定委員会を設け、新たに策定する。
------	---

協議第46号 高齢者福祉事業について

調整内容	高齢者福祉事業の各制度については、できる限りサービスの低下を招かないよう調整を図る。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整を図る。 1. 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整を図る。 2. 国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業及び各町が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整を図る。 (1) 合併時まで調整を図るもの。 (2) 新市において調整を図るもの。
------	---

協議第47号 児童福祉事業について

調整内容	1. 公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2. 保育料については、合併時に統一を図る。 3. 国又は、県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。 4. すこやか育児手当については、合併時まで調整を図る。
------	---

協議第48号 その他福祉事業について

調整内容	(社会福祉協議会) 1. 社会福祉協議会については、社協の合併の動向により、速やかに調整を図る。 2. 委託事業については、社協を含む民間等が独自で事業所指定を受け事業展開できる事業（支援費制度及び介護保険制度によるホームヘルプ事業、デイサービス事業等）は、独自に事業所指定を受けるよう求め、合併後の委託事業とはしない方向で調整を図る。 3. 社会福祉協議会の負担金・補助金については、統一した算定基準を設け、合併後の財政計画等を踏まえながら速やかに調整を図る。 4. 事業主体が市町村と定められ、運営のみ委託している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (乳幼児福祉医療事業) 1. 乳幼児福祉医療事業（町単独事業分）については、合併時まで調整を図る。
------	---

調整内容	1. 老人保健事業等については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。 2. 母子保健事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。 3. 予防接種事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。 4. 健康日本21地方計画については、新市移行後速やかに新市の計画を策定する。 5. へき地医療支援業務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、一定期間を置いて医療受診困難地区の再検討を行い統一を図る。 6. 在宅当番医制事業については、新市に引き継ぎ、参加医療機関については、移行後速やかに調整する。 7. 阿仁町立病院及び合川町国民健康保険診療所の使用料及び手数料については、合併時に統一を図る。
------	--

調整内容	1. 農林水産業の振興に関する各種計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 2. 農業振興地域については、現行のとおりとし、新市において速やかに新たな農業振興地域整備計画を策定する。 3. 農業融資制度については、農業経営基盤強化資金（その他の資金は、現行どおり新市に引き継ぐ。）は鷹巣町の例による。 4. 生産調整関係事業については、合併時にまでに調整する。 5. 林業関係事業については、現行内容を基準に新市において調整する。 6. 畜産関係事業については、家畜防疫事業は合併時までに調整する。 なお、町営放牧場は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 7. 土地改良事業については、継続中の事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、新規事業については、事業採択時に新市において調整する。 8. 内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において新たに調整を図る
------	---

調整内容	1. 市町村都市計画マスタープラン及び都市計画区域マスタープランについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、新市の上位計画策定後調整する。 2. 都市計画審議会については、合併時までに再編する。 3. 都市計画区域及び用途地域等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、新市の都市計画マスタープランに基づき調整する。
------	---

協議第52号**建設関係事業について**

調整内容	1. 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、町道の認定基準については、合併時まで調整する。 2. 除雪体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において除雪計画を策定する。 3. 道路占用料は、合併時に、道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。 4. 公営住宅等の家賃については、現行のとおりとする。
------	--

協議第53号**学校の通学区域について**

調整内容	1. 町立学校の通学区域については、当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。
------	--

協議第54号**学校教育事業について**

調整内容	学校教育関係事務及び事業については、引き続き教育の質の向上や施設の設備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整を図る。 1. 現行のとおり新市に引き継ぐもの。 2. 合併時まで調整するもの。 3. 新市において調整するもの。
------	---

協議第55号**社会教育事業について**

調整内容	社会教育事業（１） 社会教育事業については、次の区分により調整を図る。 1. 現行のとおり新市に引き継ぐもの。 2. 合併時まで調整するもの。 3. 新市において調整するもの。 社会教育事業（２） 1. 体育指導委員及び体育団体については、新市において統合できるよう調整に努め、スポーツ活動の振興を図る。 2. 大会補助金については、新市において調整を図る。 3. スポーツ賞の表彰については、新市において統一して実施する。 4. スポーツイベントについては、新市において統一して実施できるよう調整を図る。 5. 国民体育大会競技については、現行のとおり新市に引き継ぎ、国体準備室は合併時に統合する。
------	---

新市名称「名付け親大賞」等の当選者決定

7月1日、阿仁町ふるさと文化センターで開催された第7回合併協議会で、「名付け親大賞」「名付け親賞」「特別賞」を決める抽選会が行われ、次のように決定しました。

名付け親大賞に

鈴木 遼さん [阿仁町幸屋渡
鷹巣農林高校1年生]

新市名称「北秋田市」の応募者211名の中から見事に当選されました。

当選賞金10万円



岸部会長から10万円が贈られました

鈴木さんの喜びの声

「分かりやすい名称と思い、名付けました。
賞金は大切にしたい。新市は、活気のある市として発展してほしいです。」



「北秋田市」命名者の中から10名が当選されました。



有効作品の応募者1,220名の中から50名が当選されました。

町名	氏名
鷹巣町	三沢 新 (20)
鷹巣町	河田 澄夫 (71)
鷹巣町	佐藤 喜美男 (68)
鷹巣町	中嶋 洋紀 (31)
鷹巣町	松尾 栄子 (68)
鷹巣町	小塚 喜三 (69)
鷹巣町	河田 喜史武 (64)
鷹巣町	戸田 堅一 (75)
阿仁町	田口 キン (80)
森吉町	庄司 紗也子 (12)

※ () は年齢 - 敬称略 -

町名	氏名
阿仁町	松橋 光吉 (72)
合川町	山岡 栄子 (66)
阿仁町	戸嶋 キミエ (75)
阿仁町	佐藤 静一 (53)
阿仁町	柴田 かな (9)
森吉町	佐藤 眞沙美 (16)
森吉町	綱 千京子 (70)
合川町	三浦 イネ (69)
阿仁町	松岡 育子 (64)
阿仁町	永井 惇一 (70)
合川町	吉田 梨恵 (10)

町名	氏名
鷹巣町	浪岡 正幸 (49)
森吉町	工藤 悦子 (54)
鷹巣町	藤田 櫻 (12)
森吉町	松浦 義春 (61)
合川町	畠山 明純 (10)
鷹巣町	佐藤 享平 (74)
鷹巣町	小塚 務 (69)
合川町	斎藤 正法 (10)
鷹巣町	近藤 栄一 (78)
合川町	吉田 はるか (9)
森吉町	菅原 キミ子 (41)
合川町	佐藤 彩乃 (9)
阿仁町	松橋 利一郎 (73)
鷹巣町	佐藤 貞二 (61)
鷹巣町	津谷 桂子 (48)
合川町	吉田 里紗 (9)
合川町	村形 莉佳 (8)
阿仁町	佐藤 彩寧 (8)
鷹巣町	高橋 玲巴子 (68)
森吉町	畠山 さえ子 (57)
鷹巣町	佐藤 和子 (64)

町名	氏名
鷹巣町	田中 仁美 (9)
合川町	齋藤 真衣子 (11)
合川町	成田 政志 (57)
鷹巣町	成田 イエ (65)
合川町	成田 ミヨ (74)
合川町	仲谷 絵里 (16)
合川町	佐藤 清志 (65)
鷹巣町	長岐 真菜 (6)
鷹巣町	長岐 美智子 (47)
鷹巣町	神成 チルエ (55)
鷹巣町	土佐 憲子 (57)
鷹巣町	高橋 吉雄 (64)
鷹巣町	大川 長治郎 (76)
鷹巣町	三沢 節子 (53)
鷹巣町	柏木 東吉 (77)
鷹巣町	佐藤 博 (67)
鷹巣町	佐藤 元範 (49)
鷹巣町	千葉 フミ (80)

※ () は年齢 - 敬称略 -



新市名称応募賞の抽選会

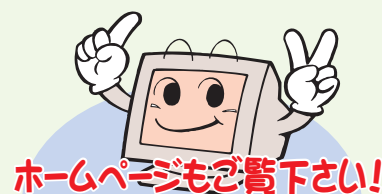
聴く 協議会は傍聴できます

協議会の会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、当日会場で受付けしてください。

尚、会場の規模等により傍聴できる人数を制限する場合があります。詳しくは事務局へお問い合わせ下さい。



第7回合併協議会での傍聴



見る 会議資料等が閲覧できます

開催された協議会の会議資料や会議録が閲覧できます。

ご希望の方は、合併協議会事務局や鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町の各役場合併担当課窓口までお越し下さい。

また、鷹巣阿仁地域合併協議会のホームページでも公開されていますのでご覧下さい。

お知らせ

第9回合併協議会の開催について

日時：8月6日（金）

午前10時開会

場所：鷹巣阿仁広域交流センター



協議会だよりの訂正のお知らせ

協議会だより第5号の中で、協議第28号、継続協議第12号が「調整案」となっていますが、「調整内容」に訂正させていただきます。



鷹巣阿仁地域季節スナップ 森吉山のニッコウキスゲ

編集・発行

鷹巣阿仁地域合併協議会 事務局

〒018-3360 秋田県北秋田郡鷹巣町花園町19番1号(鷹巣町役場内)

TEL 0186-69-8088 FAX 0186-62-2880

ホームページアドレス <http://www.takaa.jp> Eメールアドレス gappei@takaa.jp